

西郷村新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 7 月

西 郷 村

目次

第1部	計画策定の趣旨	1
1	感染症危機を取り巻く状況	1
2	新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	1
3	村行動計画の概要	2
第2部	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
第1章	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方	3
1	新型インフルエンザ等対策の目的	3
2	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	3
3	対策の時期区分	4
4	新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	5
5	対策推進のための本村及び住民の役割	6
6	村行動計画の実行性を確保するための取組等	7
第2章	新型インフルエンザ等の対策項目と横断的視点	7
1	村行動計画における対策項目	7
2	横断的な視点	7
第3部	新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	9
第1章	実施体制	9
1	目的	9
2	準備期	9
3	初動期	10
4	対応期	10
第2章	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	11
1	目的	11
2	準備期	11
3	初動期	12
4	対応期	13
第3章	まん延防止	14
1	目的	14
2	準備期	14
3	初動期	14
4	対応期	15
第4章	ワクチン	15
1	目的	15
2	準備期	15
3	初動期	16
4	対応期	17

第5章	保健	18
1	目的	18
2	準備期	18
3	初動期	18
4	対応期	18
第6章	物資	19
1	目的	19
2	準備期	19
3	初動期	19
4	対応期	19
第7章	住民の生活及び社会経済の安定の確保	20
1	目的	20
2	準備期	20
3	初動期	20
4	対応期	21

第1部 計画策定の趣旨

1 感染症危機を取り巻く状況

近年、グローバル化による各国との往来が飛躍的に拡大しており、未知の感染症が発生した場合には、世界中に拡散するおそれが大きくなっている。

とりわけ令和元年（2019年）12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎として集団発生した後、世界中に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）は、世界中に感染が拡大し、世界的な大流行（パンデミック）を引き起こした。日本国内においても感染の拡大、縮小を繰り返しながら、長期間にわたり国民の生命及び健康が脅かされ、国民生活や社会経済に大きな影響を及ぼした。

新型インフルエンザ等感染症[※]のような新興感染症等は、将来においても発生のおそれがあり、感染症危機が広がりやすい状況に置かれている。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要となっている。

※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項各号に規定する新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

（1）政府行動計画の作成・改定

国は、平成17年（2005年）に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、平成21年（2009年）の新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の教訓等を踏まえ、平成24年（2012年）4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が制定されたことに伴い、平成25年（2013年）年6月に新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示す政府行動計画を作成した。その後令和元年（2019年）12月以降の新型コロナ対応の経験や課題を踏まえ、令和6年（2024年）7月に政府行動計画を全面改定した。

（2）福島県の行動計画の作成・改定

福島県においても、国の計画策定の動きを踏まえ、平成17年（2005年）12月に「福島県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、平成25年（2013年）年12月には、特措法に基づく「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。そして新型コロナ対

応を踏まえた政府行動計画の改定に伴い、令和 7 年（2025 年）3 月に県行動計画を改定した。

（3） 本村の行動計画の作成・改定

本村においても、特措法及び県行動計画に基づき、平成 27 年（2015 年）6 月に「西郷村新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「村行動計画」という。）を作成した。そして今回の県行動計画の改定に伴い、特措法第 8 条第 1 項の規定に基づき※村行動計画を改定するものである。

※ 特措法第 8 条第 1 項「市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。」

3 村行動計画の概要

村行動計画においては、特措法第 8 条第 2 項及び県行動計画に基づき、次の事項を定める。

- （1） 本村の区域における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- （2） 村が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - ア 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - イ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ウ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- （3） 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- （4） 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

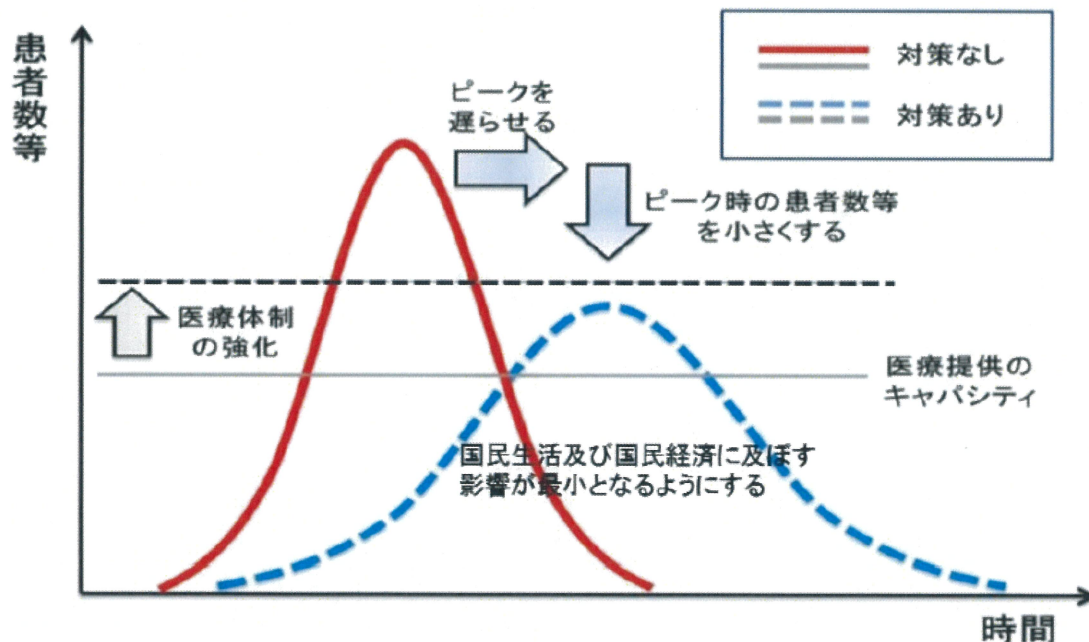
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方

1 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等は、発生そのものを阻止することは不可能であり、長期的には住民の多くが罹患するおそれがあることから、その影響を可能な限り抑制するため、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

- (1) 患者が医療提供体制のキャパシティを超えないようにするため、感染拡大を限りなく抑制し、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (2) 住民の生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるよう感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策を実施する。

<対策の概念図>



2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、特定の事例に偏重することなく様々な状況で幅広く対応できるように準備を行い、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行

の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが住民の生活及び社会経済に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を決定する。

3 対策の時期区分

新型インフルエンザ等対策の項目ごとに「準備期」、「初動期」及び「対応期」の3つの時期に区分して定めるものとする。

(1) 準備期

新型インフルエンザ等が発生する前の時期（以下「平時」という。）であり、住民に対する啓発や本村における事業継続計画等の策定、国が推進するDX（デジタル・トランスフォーメーション）※への対応、人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。

※ DX とは、情報通信技術や電子データを活用し、業務の効率化にとどまらず、制度や組織、業務プロセスなども変革する取組。

(2) 初動期

国が感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知し、政府対策本部【特措法第 15 条】及び福島県の新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）【特措法第 22 条】が設置され、並びに政府対策本部の基本的対処方針【特措法第 18 条】が定められ、それに基づく対策が実行されるまでの時期

(3) 対応期

政府対策本部の基本的対処方針に基づく対策を講じる時期であり、更に次のアからエの時期に区分し、それぞれの時期に応じた対策を講じる。

ア 感染拡大をできる限り抑えることを目的として、封じ込めを念頭に対応する時期

イ 感染が拡大した場合には、病原体の性状等に応じて、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく感染拡大防止措置等により対応する時期

ウ ワクチンや治療薬の普及等により対応力が高まることを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替える時期

エ ワクチン等による免疫の獲得などにより、病原性や感染性等が低下し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

村は、新型インフルエンザ等対策を実施する上で次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要であることから、以下のアからオまでの取組により備えの充実を進める。

ア 将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

イ 政府対策本部の基本的対処方針が定められた後速やかに初動対応に動き出せるよう体制整備を進める。

ウ 感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や住民等に持ってもらうとともに、訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

エ 有事の際の速やかな対応が可能となるよう、双方向的なリスクコミュニケーション[※]等について平時からの取組を進める。

オ 国及び県との連携等のためのDXへの対応や人材育成の取組を進める。

※ リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

村は、県とともに、住民の生命及び健康の保護と住民の生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行う。この場合において、対策に当たっては、住民等の理解や協力が最も重要であることから、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、特にまん延防止等重点措置^{※1}や緊急事態措置^{※2}等の強い行動制限を伴う対策が行われるときは、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信する。

※1 特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。

※2 特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。

(3) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策において、特措法による要請を行う場合は、必要最小限のものとするとともに、リスクコミュニケーションの観点からも、住民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗(ひぼう)中傷など、新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があり、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意し、住民の安心の確保を図り、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

村は、国及び県とともに、それぞれの対策本部を中心として相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、村は、県に対し、必要に応じて新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。【特措法第36条第2項】

(5) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下において災害対応が必要となる事態についても想定し、平時から防災備蓄、避難所施設の確保等を進めるとともに、自宅療養者等の避難のための情報共有など、県との連携体制の整備等に取り組む。

(6) 記録の作成や保存

村は、西郷村新型インフルエンザ等対策本部（以下「村対策本部」という。）【特措法第34条第1項】における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

5 対策推進のための本村及び住民の役割

(1) 村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することとなる。また、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(2) 住民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に

関する情報や発生時にとるべき行動などの知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、個人レベルでの基本的な感染対策（換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等）の実践及びマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施されている対策などについての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6 村行動計画の実行性を確保するための取組等

- (1) 県行動計画が改定された場合は、適宜、村行動計画の見直しを行う。
- (2) 新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものであることから、自然災害等への備えと同様に、日頃から訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等に備える機運の醸成を図る。

第2章 新型インフルエンザ等の対策項目と横断的視点

1 村行動計画における対策項目

県行動計画を踏まえ、次の7項目を村行動計画の主な対策項目とする。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 住民の生活及び社会経済の安定の確保

2 横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、複数の対策項目に共通して考慮すべき横断的な視点は、次の事項とする。

- (1) 県及び関係機関等との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たっては、村は、住民に最も近い行政単

位として予防接種や住民の生活支援等の役割を担う。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能とするためには、県及び医師会などの関係機関との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。

さらに、新型インフルエンザ等への対応では、行政区域の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、県及び近隣市町村等との連携体制やネットワークの構築に取り組むことが重要である。

(2) DX への対応

国による DX の推進の取組を踏まえ、接種対象者の特定や接種記録の管理等のための予防接種事務のデジタル化などへ対応するため、必要な環境整備を行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

1 目的

感染症危機は広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要があるため、新型インフルエンザ等の発生前から関係部署の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行い、新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、迅速・的確な対応につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護し、並びに住民の生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

2 準備期

(1) 行動計画等の作成や体制整備・強化

ア 村行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

イ 村は、新型インフルエンザ等庁内対策会議（以下「庁内対策会議」という。）を設置し、部局横断的な体制の下、新型インフルエンザ等の発生前から、危機管理体制としての総合的な対策を検討する。

ウ 村は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。

エ 村は、特措法の定めのほか、村対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。【特措法第37条において読み替えて準用する第26条】

オ 村は、政府行動計画及び県行動計画を踏まえた新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

(2) 関係機関との連携の強化

ア 村は、県その他の関係機関と、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練への参加により、相互の連携を強化する。

イ 村は、県が中心となって構築する業界団体や関連する学会等の関係機関との情報交換を始めとした連携体制に参加する。

3 初動期

(1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

ア 新型インフルエンザ等の発生が確認されたことに伴い、政府対策本部及び県対策本部が設置されたときは、庁内対策会議を開催し、庁内における情報の集約・共有を図るとともに、必要に応じて、村対策本部の設置について検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

イ 新型インフルエンザ等対策に係る措置を迅速かつ的確に講じられるよう、全庁的な対応を進め、必要に応じて準備期における対策に基づき、必要な人員体制の強化が可能となるよう対応を進める。

(2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、機動的かつ効果的な対策や支援を速やかに実施するため、国による財政支援に関する情報を収集し、予算の確保に取り組むとともに、所要の準備を行う。

なお、新型インフルエンザ等の発生により村の財政に特に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあるものとして、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号。以下「特措法施行令」という。）第 23 条の 5 第 1 項第 2 号の規定により総務大臣の指定が受けられる見込みがある場合は、対策に要する経費について地方債を発行することを検討する。

4 対応期

(1) 基本となる実施体制の在り方

ア 村は、庁内対策会議において、政府対策本部が定める基本的対処方針や地域の感染状況について情報を共有し、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施するとともに、対策に直接携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講じる。

イ 村は、新型インフルエンザ等のまん延により、村の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対して特定新型インフルエンザ等対策^{*}の事務の代行を要請する。【特措法第 26 条の 2 第 1 項】

ウ 村は、本村の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するために必要があると認めるときは、県又は他の市町村に応援を求める。【特措法第 26 条の 3 第 2 項、第 26 条の 4】

エ 準備期から引き続き、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な財政措置を行う。

※ 【特措法第2条第2号の2】地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして特措法施行令第1条に規定するもの。

(2) 緊急事態宣言がなされた場合の対応

国が緊急事態宣言※を行ったときは、村は、直ちに村長を本部長とする村対策本部を設置し、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。【特措法第34条、第35条、第36条第1項】

※ 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。

(3) 緊急事態解除宣言等がなされた場合の対応

村は、緊急事態解除宣言がなされたときは、遅滞なく村対策本部を廃止する。【特措法第37条で読み替えて準用する第25条】

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

1 目的

感染症危機においては、様々な情報が錯そうしやすいことから、科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に住民に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、関係機関とリスク情報及びその見方の共有等を通じて、住民等が適切に判断・行動できるようにするため、平時から、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

2 準備期

(1) 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

ア 村は、平時から県と連携し、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、住民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有に努める。この場合において、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施

設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県及び村の関係部局が連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有に努める。【特措法第13条第1項】

イ 村は、県と連携し、様々な機会を捉えて、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなり得ること等について啓発する。この場合において、県及び村の関係部局が連携して、児童・生徒への感染症に関する正しい知識の普及や偏見・差別をなくすための人権教育に取り組むとともに、保護者に対しても、科学的根拠に基づいて感染症に正しく向き合うよう啓発に努める。【特措法第13条第2項】

ウ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及に伴い、偽・誤情報の発信・拡散が容易となっているため、村は、県と連携し、住民等が正しい情報を円滑に入手できるよう科学的知見に基づく情報提供に取り組むとともに、正しい情報の選択と冷静な判断を呼びかけるなど、啓発に努める。

(2) 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備

村は、県と連携し、住民等が、新型インフルエンザ等の発生時に実施し得るまん延防止対策を含めた必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

(3) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

村は、県とともに、新型インフルエンザ等の発生時に、住民等からの一般相談に応じるため、速やかなコールセンターの設置や日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮など、相談対応に必要な体制整備を進める。

3 初動期

(1) 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有

ア 村は、県が準備期に整理した情報提供・共有の方法により提供する情報に基づき、住民等が必要な情報を入手できるよう、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

イ 村は、住民等の情報収集の利便性のため、関係部局を始め、国、県等の情報を取得できるよう、国や県が必要に応じて立ち上げるウェブサイト等を活用し、情報提供を行う。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

ア 感染症対策においては、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、村は、県とともに、一方向の情報提供だけでなく、住民等の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

イ 村は、県とともに、国からの要請に基づき、コールセンターの設置や国が作成するQ & A等のホームページへの掲載など、相談対応に必要な体制を整備し、関係部局で情報を共有する。

(3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

新型インフルエンザ等に関する偏見・差別等に対しては、準備期での啓発内容を感染状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有し、あわせて、国、県、NP0等及び必要に応じて村が設置する偏見・差別等に関する相談窓口の情報について住民等に周知するなど、住民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

(4) 医療提供体制に関する周知

村は、県に協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について住民等に周知する。

4 対応期

(1) 基本的な対応方針

初動期に引き続き、適切に対応を行う。

(2) 特措法に基づく措置を行う理由の説明

病原体の性状等を踏まえたリスク評価や影響の大きいこどもや若者、高齢者等の年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や住民等への協力要請の方法が異なり得ることから、村は、県に協力・連携し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。この場合において、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得よう努める。

(3) 医療提供体制等に関する周知

村は、県に協力し、地域の医療提供体制や、相談センター※及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について住民等に周知

する。

※ 県が整備する新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。

(4) 対応力が高まる時期の医療提供体制の周知

ワクチンや治療薬等により感染への対応力が高まる時期において、県が相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更するなどの所要の措置を講じる場合に、村は、県に協力して、住民等に周知を行う。

第3章 まん延防止

1 目的

適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講じること、新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげるため、強化された医療体制においても医療がひっ迫する水準の感染拡大が生じるおそれがある場合には、特措法に基づきまん延防止等重点措置や緊急事態措置を行うこととなる。この場合において、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要となる。

2 準備期

村、学校等は、県とともに、換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及及び新型インフルエンザ等が発生した時の対策として、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスク着用等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

3 初動期

村は、国からの要請も踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延に備え、業務

継続計画又は業務計画に基づく対応の準備を行う。

4 対応期

村は、県と連携し、住民等に対し、換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨するとともに、県が必要に応じてその徹底を要請する場合に、その周知に協力する。この場合において、病原体の性状によって、症状のない時でも感染させる可能性がある場合には、必要に応じ、住民等に対して症状の有無にかかわらずマスクを着用するよう呼び掛けるなど、より効果的な感染対策の徹底を求める。

第4章 ワクチン

1 目的

ワクチンの接種は、個人の感染や発症、重症化を防ぎ、住民の健康を守るとともに、患者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにより、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながることから、村は、国及び県と連携して、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておき、新型インフルエンザ等の発生時には、国による安全で有効なワクチンの迅速な供給を踏まえて、事前の計画に基づき、県とともに、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保など、接種体制を構築し、ワクチンの接種を行う。

2 準備期

(1) ワクチンの供給体制

ア 村は、県が行うワクチンの円滑な流通を可能とするための体制の構築に協力する。

イ 国がワクチンの分配に係るシステムを整備することを踏まえ、村は県と連携して速やかに分配できる体制を構築する。

(2) 特定接種^{*}の基準に該当する事業者の登録等

村は、県とともに、特定接種の対象となる事業者に対する登録作業に係る周知など、国による事業者登録の取組に協力する。

※ 特措法第 28 条の規定により医療従事者、社会基盤に係る業務に従事する者、対策に関わる公務員等に対して、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種。

(3) 接種体制の構築

ア 村は、県等とともに、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制を構築できるよう、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

イ 村は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる村職員に対する特定接種の実施主体として、接種を円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

ウ 村は、国、県等の協力・支援を得ながら、本村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の具体的な実施方法について検討し、平時から接種体制の構築を図るなど、必要な準備を進める。

エ 村は、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするために国等が構築する全国の医療機関と全国の市町村又は都道府県が集合的な契約を結ぶことができるシステムへの対応を進める。

(4) 情報提供・共有

村は、県とともに、医療機関や教育機関等と連携し、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方など、国が提供する情報をもとに住民等にわかりやすい情報発信を行い、予防接種やワクチンへの理解促進を図る。

(5) DX の推進

村は、スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化など、国が進める DX を活用し、新型インフルエンザ等の発生により予防接種を開始する際に、迅速かつ正確に接種記録等の管理を行えるよう、必要な準備を進める。

3 初動期

(1) 村は、県と連携してワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等について情報を収集し、県との情報の共有に努める。

(2) 村は、県とともに、予防接種の開始に向け、副反応を含めた接種に関する相談対応体制の整備や相談窓口の周知に努める。

(3) 村は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

4 対応期

(1) 接種体制

ア 村は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

イ 村は、県とともに、新型インフルエンザ等の流行株が変異したことに伴い追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国や医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備を図る。

(2) 特定接種

村は、国が特定接種を実施することを決定した場合に、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる村職員に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(3) 住民接種

ア 村は、国が決定した住民接種の接種順位に基づき、住民等が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、国と連携して、接種体制の準備を行う。

イ 村は、予約受付体制を構築して接種を開始し、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討するほか、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

ウ 村は、地方公共団体間で接種歴を確認することにより接種誤りを防止し、及び接種を受けた者が当人の接種に係る記録を閲覧できるようにするために国が整備するシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

(4) 健康被害に対する速やかな救済

村は、県とともに、予防接種の実施により健康被害が生じたと認定された者への救済制度について、住民等への周知を行うとともに、申請者が急増した場合には、体制強化を図り、迅速な救済に取り組む。

(5) 情報提供・共有

村は、県とともに、予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報

告【予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 12 条】や健康被害救済申請の方法等）に加え、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンの理解を深めるために国が提供・共有する情報について、住民への周知・共有を行う。

第 5 章 保健

1 目的

県（保健所）は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定されるため、村においても、これらの業務に協力することにより、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

2 準備期

- (1) 村は、保健所の感染症有事体制を構成する人員の確保のため、村から保健所へ応援職員を派遣協力することについて、県から協議されたときは、これに協力する。
- (2) 村は、感染症の特徴や病原体の性状、流行状況、病床のひっ迫状況等により陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合の食事の提供等や感染症の患者等の健康観察が実施できる連携体制の整備のために、県から協力を求められたときは、これに協力する。

3 初動期

準備期に整理された対応方針に基づき、適切に対応を行う。

4 対応期

- (1) 村は、県との事前の協議に基づき、保健所への応援職員の派遣の要請があった場合は、これに協力する。
- (2) 村は、感染症法第 16 条第 2 項の規定により新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表に関して住民の理解の増進に資するため、県から協力を求められた場合は、これに協力する。

- (3) 村は、県が新型インフルエンザ等の陽性者、患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合において、感染症法第 44 条の 3 第 9 項の規定により県から協力を求められたときは、事前に整備された連携体制に基づき、当該陽性者、患者等の健康観察の業務及び陽性者、患者等への食事などの生活に必要なサービスの提供又はパルスメーター等の物品の支給の業務に協力する。

第 6 章 物資

1 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれ、当該物資等の不足により、対策の業務に支障を生じるおそれがあることから、平時から備蓄等を推進する。

2 準備期

村は、村行動計画に基づき、その所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄し、定期的にその状況を確認する。この場合において、当該備蓄は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条第 1 項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。【特措法第 11 条】

3 初動期

村は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄の数量等を確認する。

4 対応期

村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国、県、他の市町村、関係機関等とともに、備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、その供給に関し相互に協力するよう努める。

第7章 住民の生活及び社会経済の安定の確保

1 目的

新型インフルエンザ等は、住民の生活及び社会経済活動にも大きな影響を及ぼす可能性があるため、村は、国及び県とともに、事業者や住民等にあらかじめ必要な準備を行うことを勧奨し、新型インフルエンザ等の発生時には必要な対策や支援を行う。

2 準備期

- (1) 村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、県や関係機関との連携及び内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。
- (2) 村は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行う。
この場合において、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。
- (3) 村は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。
- (4) 村は、国からの要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者、障がい者等の要配慮者を把握するとともに、要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携して検討し、その具体的手続を決めておく。
- (5) 村は、県と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行う。

3 初動期

- (1) 村は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性がある者との接触機会を減らす観点から、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。

- (2) 村は、県を通じての国からの要請を受けて、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

3 対応期

(1) 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

ア 村は、国及び県とともに、新型インフルエンザ等対策の実施に係る措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じる。

イ 村は、国からの要請を踏まえ、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

ウ 村は、国及び県とともに、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

エ 村は、県を通じて国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかとなった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

オ 村は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認める場合で、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 5 条の規定による市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の手続の特例を国が定めた場合には、当該特例に基づき対応する。【特措法第 56 条】

(2) 社会経済の安定の確保を対象とした対応

ア 村は、県が行う、事業者に対する従業員の健康管理の徹底及び事業所や職場における感染防止対策の実施の要請について、これに協力する。

イ 村は、国及び県とともに、新型インフルエンザ等対策の実施に係る措置による事業者の経営及び住民の生活への影響を緩和し、住民の生活及び社会経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置や相談窓口の設置、その他の必要な措置について、公平性にも留意し、効果的に講じるとともに、関係者への周知を行う。

ウ 水道事業者及び工業用水道事業者である村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、村行動計画及び業務計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。